

議会事務局 処 理 欄		令和 6 年 8 月 2 2 日 9 時 1 5 分	質問（受付）順位	2 番
令和 6 年 8 月 2 2 日 阿久比町議会 議長 山本 恭久 殿 阿久比町議会議員 都築 清子 議席番号 9 番 一 般 質 問 の 通 告 に つ い て 令和 6 年第 3 回定例町議会において次のように質問したいから通告します。				
番号	質 問 事 項	質 問 の 要 旨 （具体的にご記入願います）		備 考
1	「聞こえづらさ」 の予防と窓口支援	聴覚機能の低下による衰え（フレイル）をヒアリングフレイルと言います。国立長寿医療研究センターによると軽度難聴以上の難聴がある人の割合は 6 5 歳以上で急増し、7 0 歳代後半になると約 7 割の人に難聴が認められるとされています。 聴覚機能の低下により、聞こえたふり、聞こえたつもりの場合もあり対人関係にも影響を及ぼす可能性があります。 早めに聴覚機能の低下に気づき、適切な対応をとることで音声コミュニケーションの質が改善され Q O L の維持につながると考え次の点について伺います。 ① フレイル予防教室でアプリによるヒアリングフレイルチェックも加えることはできませんか。 ② ヒアリングフレイルの周知方法についての見解を伺います。 ③ 窓口に老眼鏡の設置があるように、聞こえづらさを軽減できるとされている「軟骨伝導イヤホン」の設置についてどのように考えますか。		
2	熱中症予防対策	猛暑の日が続き、水分補給とエアコンの継続的な使用を呼びかけるものの徒歩や自転車等で移動する人、屋外で作業する人たちの熱中症予防対策は命に関わることです。また、熱気のこもる室内で作業する人たちも同様です。		

番号	質 問 事 項	質 問 の 要 旨 (具体的にご記入願います)	備 考
3	学童保育委託事業者への補助	環境省は今年から「熱中症特別警戒アラート」を新設しました。また気候変動適応法第21条第1項に基づき、市町村長は住民等が暑さをしのげる場所として、その市町村の施設を指定できるとされています。この施設を「指定暑熱避難施設」(通称：クーリングシェルター)といいます。 酷暑から住民や職員を守るべき取り組みについて伺います。 ① 熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートが発信された場合の町民への周知方法はどのようになっていますか。 ② 本町ではクーリングシェルターの指定は行っていません。公共施設や商業施設にご協力をいただき「あぐいクーリングシェルター」の指定を行うことについての見解を伺います。 ③ 屋外等、暑さの中で作業をする職員や、交通指導員などへ「ファン付きベスト」の支給をすることについてどのように考えますか。 本町の学童保育はすべてを民間事業者に委託をしています。自治体が運営している学童保育の場合は行政職員と同様にキャリアアップに伴い報酬が上がるシステムをとっているところや、半田市では委託先の職員に対し市が認めた研修を受講すれば「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」として報酬補助を行っています。 お聞きしたところ本町の学童保育では、働く保護者などから子どもを預かり安全に安心して過ごしてもらうため、自主的にキャリアアップ研修を学童保育の事業者間で行い、それに伴いキャリアアップ報酬も事業者の持ち出しとなっているとのことでした。また、これについても半田市では「放課後児童健全育成事業施設整備費等補助金」があります。ですが本町では施設の不具合などの修繕費についても施設持ちになっているとのことでした。 子どもたちの成長の一翼を担い、保護者が安心して預けられる環境を整えるなど、民間委託している学童保育事業者の努力に対し、補助ができないかを伺います。 ① 一定の研修を受講した学童保育の職員に対しキャリアアップ報酬の補助をすることについての見解を伺います。 ② より良い施設運営のために学童保育施設に修繕費の補助が必要と考えますが、いかがですか。 以 上	